

仕 様 書

1 業務名

第26回参議院議員通常選挙 選挙公報ポスティング業務（白石区）

2 業務の目的

選挙公報は、国政選挙においては各都道府県において作成され、公職の候補者の氏名、経歴、政見等が記載されており、有権者が投票を行う際の参考となる媒体である。

本業務は、第26回参議院議員通常選挙において、公職選挙法第170条第1項に基づき、選挙公報を市選挙管理委員会事務局（以下、「市選管」という。）から受領し、白石区選挙管理委員会事務局（以下、「区選管」という。）の指示に従って、選挙期日の二日前までに該当する世帯全てに配布することを目的とする。

なお、選挙期日については、現在のところ確定していないが、7月10日、7月17日、7月24日のいずれかを想定している。

3 業務に係る基本事項

(1) 選挙公報の規格

ブランケット判（新聞紙1ページ大）7～8枚程度

※ 参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報2種を丁合し一組としたものを1部とする。

(2) 選挙公報の引渡部数

市選管担当者立ち会いのもと、市選管が指定する場所において受託者に引き渡す。詳細は、市選管と打ち合わせること。

ア 引渡予定部数等

配布部数	予備分	引渡部数
63,232部	3,768部	67,000部

※ 200部梱包335個

イ 引渡予定日時・引渡予定場所

契約締結後、市選管が別途指示する。

※ 引渡場所については札幌市内若しくは札幌市近郊の印刷工場1～3箇所となる見込み

(3) 配布区域

白石区において、区選管が指定する区域（概ね町内会単位）。詳細は契約締結後に区選管で

引き渡す「配布台帳」及び地図により指示する。なお、配布区域及び区域ごとの配布予定部数については別紙1「白石区選挙公報ポスティング配布計画書及び配布報告書（以下、「配布計画書」という。）」のとおり。また、各町内会の住所については、下記HPも参照すること。

- ・ まちトモNavi (<http://www3.city.sapporo.jp/shimin/shinko/>)

(4) 配布対象

ア 配布区域内の全世帯及び区選管が指定する場所（事業所、二世帯住宅、施設等）

イ 注意点

（ア） 外形上、世帯を兼ねていると判断される事業所には配布する。

（イ） 複数世帯と判断される住宅（表札が2枚以上、ポストが2つ以上等）には、世帯分を配布する。

（ウ） その他、市民からの要望等を受けて事業所や施設に配布する場合などについては別途配布台帳で指示する。

(5) 配布部数

特に指定のない限り、各世帯1部とする。

(6) 配布期間

選挙公報受領後、できる限り速やかに配布し、**選挙期日2日前の午後5時**までに配布すること。なお、過去の参議院議員通常選挙における配布期間等は下表のとおり。

	公示日	選挙公報印刷	法定配布期限	配布期間 (受領日含む)
第24回 (H28.7.10執行)	6月22日	6月27日	7月8日	12日間
第25回 (R1.7.21執行)	7月4日	7月9日	7月19日	11日間

4 配布体制

次の各項に留意の上、配布体制を整えること。

- (1) 受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うために必要な施設、機材及び人員等を確保すること。
- (2) 業務全体を把握する管理責任者を置くこと。
- (3) 配布計画書の地区ごとに配布責任者を配置し、管理責任者は配布責任者及び市・区選管との事務連絡体制を確立すること。
- (4) 配布状況など業務に係る情報を常に迅速かつ正確に把握できるようにするとともに、市・区選管の求めに応じて報告できるようにすること。
- (5) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただ

し、やむを得ない事情により、配布業務の一部を再委託する場合は、事前に市選管へ下記ア～ウの書類を提出し、承認を受けること。

また、受託者は、再委託先が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、及び暴力団又は暴力団員に関与していないことを事前に確認すること。

なお、再委託可能な範囲は、本業務の管理統括を除く配布業務とし、委託元が承認を得て再委託する場合、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

ア 再委託にかかる申請書（任意様式）

イ 選挙公報再委託先一覧（別紙2）

ウ 申出書（別紙3）

5 配布業務の内容

(1) 配布台帳等の受領

受託者は、配布開始前に区選管にて「配布台帳」及び「地図」を受領すること。受領日時については、受託者が区選管の担当と打ち合わせの上決定すること。

(2) 配布計画書の作成・提出

ア 配布区域の誤認や、配布員の手配漏れを防ぐため、「配布計画書」を作成し、配布エリアごとの配布員を明確にすること。配布計画書は事前に区選管に提出し、承認を受けること。

イ 受託者は、配布員に対して注意事項を書き込んだ配布エリアの地図を渡し、個別に指導するなど、配布地域、配布方法について十分な周知徹底を図ること。

ウ 1つの町内会の配布を複数人が担当する場合には、その旨を配布計画書に記載するとともに、代表者の名前を併せて記載すること。

(3) 選挙公報の保管・仕分け

ア 市選管から受領した選挙公報は、受託者の責任において使用できる倉庫等で厳重に保管すること。なお、倉庫等については、余裕を持ったスペースを確保すること。

イ 配布開始前に、配布台帳にある地区ごとに選挙公報を仕分け・梱包するなど、誤配を未然に防止する体制を整えるとともに、仕分け等の際には、管理責任者等が立ち会うこと。

ウ 以上の体制について、市・区選管の求めに応じて報告を行うこと。

(4) 配布作業

ア 配布時間帯は、最終日を除き、原則として午後8時までとする。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。

イ 選挙公報は、原則、ドアポストに投函すること。ただし、オートロックのマンション等については、集合ポストに入れることも可とする。また、管理人のいるマンション等において、配布引き受けの申し出があった場合は、一括して引き渡すことができるものとする。

ウ ポストに投函する際は、原則、選挙公報全体をポスト奥に完全に投函し切ること。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。

エ 選挙公報は、水濡れ、破損、汚損、紛失することがないように取り扱うこと。

オ 配布中に接する市民には、誠実に対応すること。

カ 区選管から受領した配布台帳は紛失することのないように慎重に取り扱うこと。

(5) 配布漏れ

配布漏れの連絡を受けた場合、受託者は速やかに選挙公報を該当世帯に届けるとともに、区選管に完了の報告をしなければならない。なお、配布漏れ世帯に対しては、原則として謝罪の上、手渡しすることとする。

(6) 併配

市選管が認めた場合を除き、他の刊行物等と一緒に配布してはならない。

(7) 配布部数の確定

管理責任者は、配布期間経過後に各配布員から配布日・配布部数・その他注意事項等が記入された配布台帳を受け取り、取りまとめの上、配布部数を確定させること。なお、市民からの未配布の連絡等によって配布した分については、配布部数には含まないこととする。

(8) 配布報告及び完了届等の提出

ア 管理責任者は、各配布員の配布進捗状況を随時把握するよう努めること。

イ 中間報告として、配布期限2日前の配布終了時において、配布が完了した町内会について、5-(2)-アで作成した「配布計画書」により、翌日の午前中までに市・区選管に報告し、配布の進捗状況について、相互に確認の上、配布遅延の恐れがある場合には、予防策を講じること。

ウ 受託者は、配布期限当日の午後5時までに「配布計画書」により、市・区選管に最終報告を行うこと。最終報告においても、いまだ配布が完了していない町内会が生じた場合は、市・区選管とも協議の上、配布完了のための必要な策を早急に講じ、同日の午後8時までに配布をすべて完了させるとともに、配布が完了次第、「配布計画書」に追記し、逐次市・区選管に報告すること。

エ 「配布計画書」の「配布完了日」欄が全て記載されていることを市・区選管が確認したことをもって、配布完了したものとする。なお、受託者は配布完了後、「配布完了報告書」（別紙4）を速やかに市・区選管へ報告すること。

オ 上記イ～エの報告については、電子メールにて報告すること。

カ 受託者は、配布部数確定後、「配布台帳」及び「地図」を区選管に返還するとともに、所定の「配布部数確認書」（別紙５）に確認印を区選管から受領の上、市選管に「完了届」等の書類とともに提出すること。

(9) 選挙公報の残部は、配布漏れの対応に備え、受託者において配布期限後１週間程度保管し、その後、速やかに市選管へ返納すること。

(10) その他

ア 業務履行中に事故等が発生した場合は、ただちに区選管へ報告し、その指示に従うこと。

イ 配布期間中、管理責任者等は市・区選管と常に連絡がとれる体制を確保すること。

ウ 重大なトラブル等が発生した場合は、上記の対応の後、トラブル発生の経緯と対応、原因と再発防止策について書面にて区選管に報告すること。

6 配布台帳の取り扱い

(1) 配布台帳には個人情報に掲載されており、情報の漏えい、紛失、破損などがないよう、特に慎重に取り扱うこと。また、配布員にもその旨徹底させること。

(2) 配布台帳の保管に当たっては、バインダーに綴じるなど、紛失を防ぐよう細心の注意を払うとともに、配布作業の際には持ち出さないようにするとともに、車内に置いておく場合は盗難に十分に注意すること。また、配布員は配布を行う際、注意事項を記入した地図等、配布に当たって最低限必要な情報のみを携帯すること。

(3) 万が一配布台帳を紛失した可能性がある場合は、速やかにその旨を区選管に報告し、区選管の指示に従って必要な措置を講ずること。

7 情報管理、秘密保持

(1) 受託者は、配布世帯の情報ははじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。

(2) 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間終了後も同様とする。

8 契約期間

契約締結日から令和４年８月５日（金）まで

9 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、市選管又は区選管が立ち入り検査の必要があると認めたときは、速やかに応じるとともに、立ち入り検査を実施する際は必ず同席すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、市選管と協議の上、定めることとする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、市が運用する札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

白石区選挙公報ポスティング配布計画及び配布報告書

管理責任者 (連絡先)

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (○／○時点)	最終報告 (○／○)	未了分の 完了報告	配布完了日
菊 水	菊水2条3条2町内会	906					
	菊水4条5条2丁目町内会	738					
	菊水北第5町内会	419					
	菊水7条3丁目第2町内会	114					
	菊水北第4町内会	398					
	旧菊水上町第一町内会	203					
	菊水上町第10町内会	190					
	旧菊水上町第11町内会	187					
	旧菊水上町第13町内会	346					
	菊水上町第14町内会	144					
	菊水上町第5町内会	444					
	菊水上町第15町内会	91					
	旧菊水6条3丁目町内会	94					
	菊水8条3丁目第1町内会	249					
	旧菊水8条4丁目町内会	102					
	菊水8条3丁目第2町内会	202					
	菊水9条3丁目第1町内会	66					
	旧菊水9条3丁目第2町内会	189					
	旧菊水9条4丁目町内会	138					
	菊水北第2町内会	670					
	菊水東町第7町内会	544					
東 札 幌	旧東札幌緑栄会	99					
	東札幌第1町内会	831					
	東札幌第2町内会	899					
	東札幌第3町内会	750					
	東札幌第4町内会	918					
	東札幌第5町内会	751					
	東札幌1条町内会	1,070					
	東札幌2条町内会	1,917					
	東札幌三条町内会	990					
	東札幌4条町内会	1,572					
	東札幌中央町内会	968					
	東札幌団地自治会	73					
	東札幌まくらぎ町内会	282					
	東札幌共栄町内会	2,386					
	共栄第四町内会	392					
	白石中央東親交会	1,376					
	共栄第一町内会	901					
	白石区本通親和会	1,245					
	南郷中央会	440					

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (○／○時点)	最終報告 (○／○)	未了分の 完了報告	配布完了日
白石	南郷通3丁目町内会	813					
	共栄第5町内会	399					
	南郷友和会	516					
	栄通西町内会	939					
	白石中央第3町内会	299					
	白石中央第4町内会	787					
	白石中央第5町内会	1,015					
	旧本郷公団自治会	130					
東白石	旭町内会	1,583					
	本郷町内会	3,892					
	栄通東町内会	1,215					
	グリーンパーク・フィネス白石 グランパークス	139					
	南郷東町内会	963					
	栄通中央町内会	847					
	栄通6丁目町内会	954					
	栄通7丁目町内会	745					
	栄通中央親交会	1,205					
	暁町内会	1,481					
北白石	北郷親栄第1町内会	980					
	北郷親栄第6町内会	685					
	北郷瑞穂町内会	3,418					
	北郷北部町内会	296					
北東白石	東川下町内会	2,005					
白石東	大谷地第二町内会	3,490					
	南郷みそら町内会	606					
	栄自治会	693					
	東白石町内会	733					
	大谷地第1町内会	1,358					
	南郷17道職員自治会	104					
	栄通17丁目町内会	905					
	栄通18丁目町内会	626					
	栄通19・20丁目町内 会	1,203					
	下白石町内会	1,378					
	東米里町内会	288					
菊の里	菊水元町南町内会	2,248					

63,232

再委託先一覧【白石区】

再委託者名

配布担当エリア(町内会)

[illegible]

申 出 書

年 月 日

(あて先) 受託者

住 所
申出人 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

下記事項を誓約した上で、第 26 回参議院議員通常選挙 選挙公報ポスティング業務（白石区）の一部に従事することを申し出ます。

記

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- 2 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - (1) 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

配 布 完 了 報 告 書

札幌市 区

区 分	地区名	配布完了日時
最初に配布完了した地区		月 日 時 分
最後に配布完了した地区		月 日 時 分

※「配布完了日時」欄の時刻は24時間制で記入すること。

第26回参議院議員通常選挙 選挙公報ポスティング業務（白石区）

配布部数確認書

区 名	配 布 部 数	確 認 印
	部	